



令和8年8月31日
那賀川河川事務所

那賀川の樹木伐採の参加者を募集します

～民間による河川の樹木伐採について～

那賀川河川事務所では、那賀川の河川内に自生している樹木を伐採していただける方を募集します。

応募された方は、指定された区画内の樹木を自身で伐採し、持ち帰って薪ストーブの燃料等に自由に活用していただけます。

また、応募は個人での有効活用以外に、企業等の民間団体も可能です。

○応募受付期間：令和8年9月1日から令和8年9月30日（消印有効）

○伐採箇所：阿南市上大野町北豊年地先（5区画）（別紙位置図参照）

○伐採作業時期：令和8年12月1日から令和9年3月31日

○申し込み方法：所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。

応募多数の場合は抽選。

（郵送（消印有効）、メール、持参のいずれでも可）

○問合せ・申込先：那賀川河川事務所 管理課

〒774-0011 阿南市領家町室ノ内390

TEL：0884-22-6592

Mail：skr-nakaga50@mlit.go.jp

本施策は、四国圏広域地方計画【1. 1大規模自然災害への防災力向上プロジェクト】に関連します。

問い合わせ先（◎：主な問合せ先）

国土交通省 那賀川河川事務所 TEL:0884-22-6461（代表）

副所長 南本 秀行（内線204）

◎管理課長 志摩 道寛（内線331）

那賀川に繁茂する樹木の「公募伐採」応募要項

【公募伐採の目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害し、倒れて流出したものは橋梁等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川パトロール時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

そこで、樹木伐採の費用削減などを目的として、河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、樹木伐採をしていただける方（企業・団体・個人）を募集します。伐採された樹木は、持ち帰って有効活用（営利目的も含む）していただけます。

1. 募集期間：令和8年9月1日(火) ～ 令和8年9月30日(水)

2. 伐採箇所

伐採箇所は【別紙－1】を予定しております。

当該箇所の状況などについては、【別紙－2】をご覧ください。

3. 伐採期間

令和8年12月1日(火)～令和9年3月31日(水)

※期間の延長はできません。

4. 樹木採取料（占用料）

河川法第32条に基づく流水占用料等の徴収等は、無料とします。

5. 応募資格

応募資格は以下のいずれにも該当しない個人、団体、企業等であることとします。

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規程に該当する者、又は指名停止等の措置を受けている者。
- ③ 公募期間中において、会社再生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥ 那賀川河川事務所長が参加不相当と判断する者。

6. 手続き等

①提出書類

応募様式【別紙－3】、伐採作業計画書【別紙－4】に必要事項を記入し提出期間中に郵送・メールまたは持参により提出してください。（郵送の場合、消印まで有効）

②提出期間

令和8年9月1日(火) ～ 令和8年9月30日(水)

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③提出先・問合せ先（担当課）

国土交通省 那賀川河川事務所 管理課

〒 774-0011 阿南市領家町室ノ内390

TEL 0884-22-6592

Mail skr-nakaga50@mlit.go.jp

7. 応募者の個人情報について

応募者により提出された個人情報は選定にのみ利用し、その他の目的には一切使用することはありません。

8. 伐採者の選定方法

提出された応募書類を基に審査を行い、参加資格があると判断した方を選定します。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

- ① 伐採区画への応募者が1名（1団体、1企業）の場合は、そのまま決定します。
- ② 応募者が多数の場合は区画の割り当てを含めて、那賀川河川事務所が公平な抽選により決定するものとし、選定結果に対しての不服申し立ては受け付けません。
- ③ 選定された者から辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定する場合があります。

9. 選定結果の通知

応募期間終了後、速やかに結果を応募者に通知します。

10. 選定後に必要な許可等の手続き

- ① 選定された者は、当該樹木の採取について河川法第25条(土砂等の採取の許可)※に係わる申請が必要となるため、通知時に同封された「許可申請書」【別紙－5】を選定結果の通知後14日以内に担当課へ持参若しくは、郵送にて提出してください。許可申請書が提出されない場合は、伐採の意志なしとして選定結果を無効とします。

なお、河川法第25条の許可に際し、許可書を発行し、「条件」【別紙－6】にある条件が付されます。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河

川管理者の許可を得なければならない」という法律で、河川法第25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

※河川法第25条の許可を受けた者は、本樹木の伐採に係わる河川法第32条第1項に基づく採取料徴収については無料とします。

- ② 伐採の実施前には「着手届」【別紙ー7】を、実施後は速やかに「完了届」【別紙ー8】を担当課へ提出してください。
- ③ 伐採者の方には簡単なアンケートをお願いしたく、「アンケート用紙」【別紙ー9】にご記入いただき、「完了届」と併せて提出してください。

1 1. 伐採の条件

- ① 伐採により発生した幹、枝葉及び刈草等は、できる限り各自でお持ち帰りください。持ち帰りが困難な場合は、河川事務所と協議の上、決定した指定場所へ集積してください。
- ② 自家消費の目的は特に問いませんが、伐採後の樹木が不要となった場合はお住まいの自治体の処分方法に従って処分して下さい。なお、不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により処罰されます。作業に伴い発生した許可受ける者の事故・ケガについては、自己責任とさせていただきます。

また、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一事故などが発生したときは許可受ける者が賠償責任を負うものとします。

事故などにより、第三者に危害を及ぼした場合や苦情等を受けた場合は速やかに、担当課へ申し出て下さい。

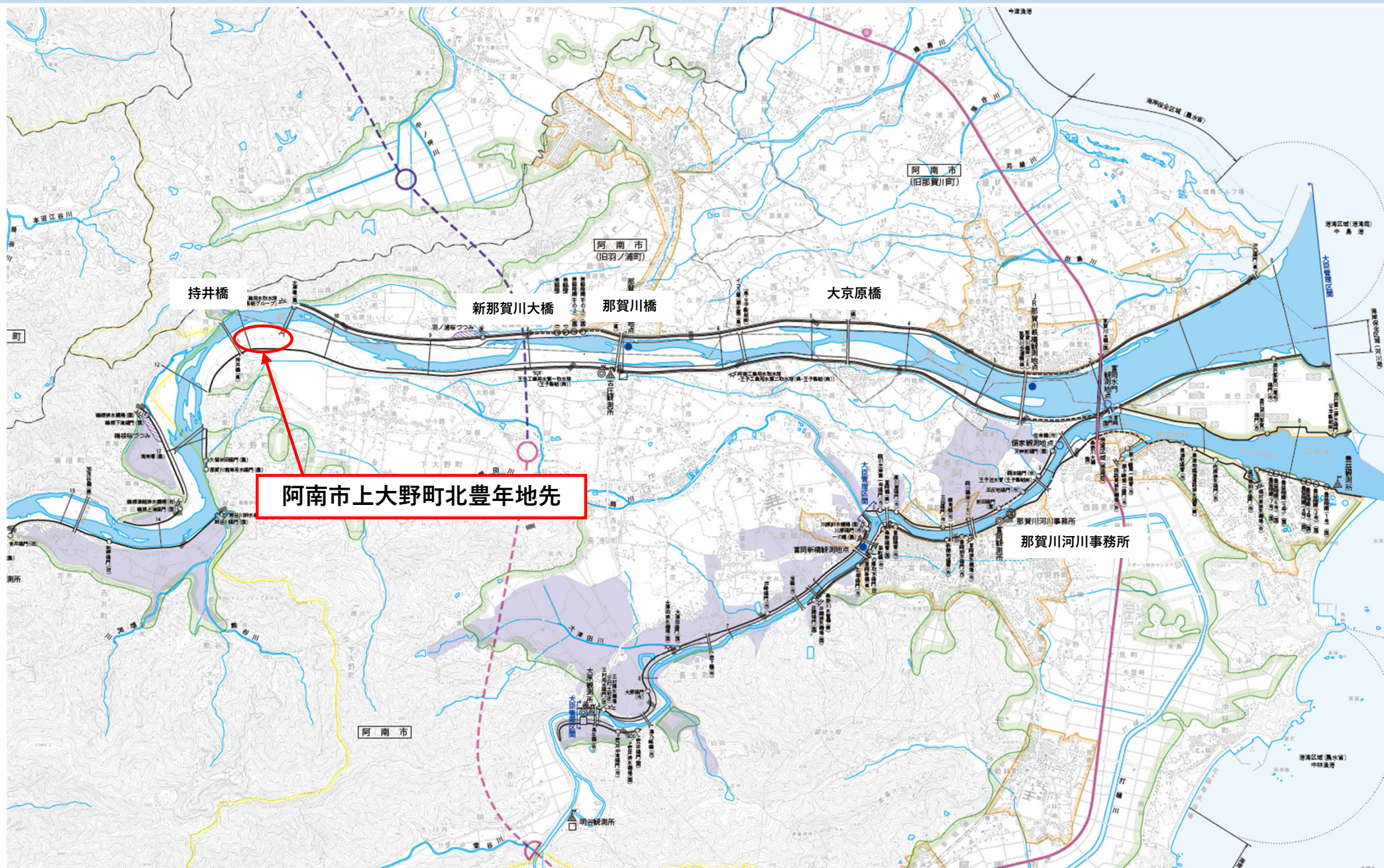
伐採作業中に河川管理施設を損傷したときは、速やかに担当課に届け出て、その指示に従ってください。

- ③ 伐採作業時期は、
令和8年12月1日(火)～令和9年3月31日(水)
(平日、土日、祝日を含む) でお願ひします。なお、土日、祝日に伐採作業を行う場合は、担当課へ連絡をお願いします。
- ④ 運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保ってください。
- ⑤ 出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じてください。
- ⑥ 許可内容を変更しようとするときは、改めて那賀川河川事務所です許可を受けてください。
- ⑦ 許可受ける者はやむを得ない事由が発生し、伐採ができなくなった場合は、担当課に取り下げの申請をお願いします。
- ⑧ 許可受ける者が、河川法等の法令に抵触する行為または許可申請書の内容に虚偽が認められた場合には、資格を取り消す場合がありますので、その際には担当課の指示に従ってください。また、それまでに要した費用等は自己負担とします。
- ⑨ 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中止となる場合があります。

- ⑩ 伐採木については、できるだけ当日搬出するようにお願いします。万が一盗難等の不利益が生じた場合も一切責任は負いませんので、ご了解ください。
- ⑪ 次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を担当課に書面で届け出てください。
- ・住所又は氏名を変更するとき。
 - ・許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかったときは担当課の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、那賀川河川事務所の検査を受けることとします。

公募伐採募集 位置図

【別紙－1】



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図、5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1548号)」

公募伐採募集 航空写真・現地写真

【別紙－２】



応 募 様 式

令和 年 月 日

四国地方整備局

那賀川河川事務所長 殿

応募者

住所

氏名

印

令和８年８月３１日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

１．河川の名称及び区画番号

那賀川 阿南市上大野町北豊年地先

第１希望 区画番号： ☐ 区画のみ ☐ 複数区画 区画希望

第２希望 区画番号： ☐ 区画のみ ☐ 複数区画 区画希望

第３希望 区画番号： ☐ 区画のみ ☐ 複数区画 区画希望

２．伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック ☒ を記載。

☐ 薪ストーブ

☐ その他の目的（ ）

３．現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェック ☒ を記載。

☐ 確認済み

☐ 未確認

４．採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック ☒ を記載。

(作業内容のパターンにより当てはまらない項目にはチェック不要)

(伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。

☐ ノコギリにより伐採を行う。

☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法：)

- (小割方法) ☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法 ()
- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
☐ 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
☐ その他の方法 ()
- (伐採順序) ☐ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : _____

緊急連絡先 : _____

F A X : _____

メールアドレス : _____

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

7. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☒ を記載。

- ☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

～以 上～

令和 年 月 日

那賀川河川事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(作業時間) : ～ :

【作業日】

【作業者】

【採取の方法】

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
- (小割方法) ☐ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法 ()
- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
☐ 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
☐ その他の方法 ()
- (伐採順序) ☐ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- (作業時服装) ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・ 枝葉を集積した場合は、速やかに担当課に連絡する。
- (隣接者調整) ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
 - ・ 倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・ 倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・ 消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故(ケガを含む)発生時には担当課に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路管理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・ 気温の高い日に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
 - ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む) 作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
 - ・ 選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省 四国地方整備局長 殿

申 請 者 住 所
氏 名

別紙のとおり河川法第 25 条の許可を申請します。

(連絡先) 氏名

電話番号

条 件

第１条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可表示板を掲示すること。

第２条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第３条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。

（１）住所又は氏名を変更したとき

（２）許可を受けた行為を廃止したとき

（３）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき

第４条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い３０日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第５条 許可を受けた者は、採取に着手するときは、事前に「着手届」（別紙－７）を所長に届け出し、伐採終了後は速やかに「完了届」（別紙－８）を所長に提出すること。

第６条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の原状に影響を及ぼさないように注意し、異常を確認した場合は直ちに所長に報告すること。

第７条 許可を受けた者は、伐採区域内に営巣木を発見した場合は、伐採作業を中止するとともに直ちに所長に報告すること。

第８条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第９条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第１０条 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。

着 手 届

令和 年 月 日

四国地方整備局

那賀川河川事務所長 殿

申 請 者 住 所
氏 名
連 絡 先

令和 年 月 日付け、国四整那管第
道内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

号許可による、那賀川の河

記

1. 着手予定年月日 令和 年 月 日
2. 完了予定年月日 令和 年 月 日
3. 工事施工方法 申請書記載のとおり
4. 施行箇所
市・郡 町 地先
5. 許可工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

完 了 届

令和 年 月 日

四国地方整備局

那賀川河川事務所長 殿

住 所
氏 名 印

令和 年 月 日付け、国四整那管第 号許可による、那賀川の河道内
伐採を完了したので届けます。

記

1. 完了年月日 令和 年 月 日

2. 施行箇所
市・郡 町 地先

3. 工事施工方法 申請書記載のとおり

4. 許可工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

5. 添付書類 ・採取した樹木の数量
(□ m3)
(□ t)
(□ 台数)

※今回の公募に限らず、仮に今後の公募が実施される場合も想定し、可能な範囲でお答えください。
選択肢があるものは番号に○を、それ以外の回答は（ ）内へ具体的に記入してください。

【記入者名： _____】

1	公募についてどのように知りましたか？ ①インターネット ②新聞記事 ③市町村広報 ④口コミ ⑤その他（ ）
2	応募の動機は何ですか？ ①木が欲しい ②治水に協力したい ③環境・景観をよくしたい ④その他（ ）
3	伐木の利用目的は何ですか？ ①薪 ②その他（ ）
4	伐木を使用するのはどなたですか？ ①自分、家族 ②その他（ ）
5	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？ ①自分、家族 ②専門業者に頼む ③その他（ ）
6	自然林の伐採経験はありますか？ ①ある ②ない ③その他（ ）
7	木材を運び出す運搬手段は何ですか？ ①軽トラック ②４ｔトラック ③その他（ ）
8	伐木として希望する樹種はありますか？ ①（ ）が希望 ②何でも良い ①の場合はその理由（ ）
9	対象樹木の大きさ（幹の太さ）はどの程度が適当ですか？ ①５ｃｍ程度 ②１０ｃｍ程度 ③２０ｃｍ程度 ④その他（ ）
10	伐採面積は適当でしたか？ ①ちょうど良い ②広すぎる ③狭い ④その他（ ）
11	伐採時期はいつ頃が適当ですか？ ①（ ）月頃 ②いつでも良い ③その他（ ） ①の場合はその理由（ ）
12	その他、ご意見がありましたら何でもご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。